

報告第 8 号

専決処分事項報告について（和解及び損害賠償の額の決定）

次の事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和 53 年 12 月 22 日議決）第 1 項及び第 2 項の規定により、専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告する。

専決処分書写……別記

平成 30 年 6 月 14 日提出

交野市長 黒 田 実

和解及び損害賠償の額を定めるについて

(写)

30専第6号

専 決 処 分 書

次のとおり和解及び損害賠償の額を定めるにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和53年12月22日議決）第1項及び第2項の規定により専決処分する。

- 1 内 容 市が相手方に、損害賠償額として金260,280円を支払う。
- 2 相 手 方 住 所 [REDACTED]  
氏 名 [REDACTED]
- 3 示 談 日 平成30年6月7日
- 4 事 案 概 要 平成30年5月14日（月）午前9時30分頃、交野市私部2丁目29番1号、青年の家・東側駐車場において、職員が運転する公用車を後退させた際、後方に駐車していた相手方車両に接触し、破損させたもの。
- 5 そ の 他 相手方車両修理費等 260,280円  
対物共済保険額 260,280円  
市持出額 0円

平成30年6月7日

交野市長 黒 田 実